

新潟県条例第50号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務手数料	1件につき <u>49,000円</u>	2 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務手数料	1件につき <u>42,200円</u>
(略)			(略)		
5 法第69条の8第2項の規定により更新研修を受けようとする者	介護支援専門員更新研修事務手数料	1件につき <u>32,000円</u>	5 法第69条の8第2項の規定により更新研修を受けようとする者	介護支援専門員更新研修事務手数料	1件につき <u>29,600円</u>
(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修		1件につき <u>34,000円</u>	(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修		1件につき <u>33,600円</u>
(2) 実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限る。）		1件につき <u>21,200円</u>	(2) 実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限る。）		1件につき <u>18,000円</u>
(3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）			(3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）		
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。